

平成 26 年度から適用される主な税制改正

平成 26 年度から適用される市県民税の変更点は以下の通りです。

均等割税率が変わります(平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間の臨時的措置)

東日本大震災からの復興に関し、市・県が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間について、市県民税の均等割の税率が引き上げられます。

市民税、県民税ともに 500 円の引き上げとなり、あわせて 1,000 円の引き上げとなります。

均等割額	現行(平成 25 年度まで)	改正後(平成 26 年度から平成 35 年度まで)
市民税	3,000 円	3,500 円
県民税	1,700 円	2,200 円
合計	4,700 円	5,700 円

ふるさと寄付金にかかる寄付金税額控除が見直されます

都道府県、市町村、特別区に寄附(ふるさと納税)を行った場合、所得税の寄附金控除と市県民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち 2,000 円を超える額について、一定の額を限度として税額が軽減されます。

また、平成 25 年から創設されました復興特別所得税についても、所得税額を課税標準とするため、寄附金控除により一定の額が軽減されます。

復興特別所得税の軽減により、改正前の上限額を超える額が控除されることとなるため、都道府県・市区町村に対して寄附を行った場合の計算方法が見直されました。

寄附金税額控除の特例控除額の算定

【改正前】

特例控除額 = (寄附金の合計額 - 2,000 円) × {90% - (所得税の適用税率)}

【改正後】

特例控除額 = (寄附金の合計額 - 2,000 円) × {90% - (所得税の適用税率) × 1.021}

※特例控除額は、市民税、県民税それぞれの所得割額の 10%が限度額となります。

[ふるさと納税について](#)

給与所得控除に上限が設定されます

平成 25 年 1 月 1 日以降、その年中の給与等収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

現行(平成 25 年度まで)

給与収入金額	給与所得金額
1,000 万円以上	給与収入金額 \times 0.95 - 170 万円

改正後(平成 26 年度以降)

給与収入金額	給与所得金額
1,000 万円以上 1,500 万円未満	給与収入金額 \times 0.95 - 170 万円
1,500 万円以上	給与収入金額 - 245 万円

給与所得者の特定支出控除が見直されます

特定支出控除について、対象範囲の拡大等を行うこととされました。

範囲の拡大

特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されます。

- (1) 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
- (2) 職務に関連する図書の購入費、勤務場所で着用することが必要とされる衣服の購入費、職務の遂行に直接必要な交際費

※図書、衣服の購入費、交際費は 65 万円が上限となります。

適用判定基準の見直し

特定支出の額の合計額が下記の金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができるようになりました。

給与等の収入金額	適用判定の基準となる特定支出額の合計額
1,500 万円以下	給与所得控除額の 2 分の 1
1,500 万円以上	125 万円

公的年金受給者の寡婦(寡夫)控除にかかる申告手続きが簡素化されます

公的年金等に係る所得以外の所得がなかった方が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合は、これまで市県民税の申告書を提出する必要がありました。

平成 26 年度以降は、年金所得者が年金保険者に提出する「扶養控除申告書」において、寡婦(寡夫)控除を申告された場合は、年金保険者から市町村へ送付される公的年金支払報告書により寡婦(寡夫)控除が報告されるため、申告が不要となりました。

ただし、年金保険者に提出する「扶養控除申告書」に寡婦(寡夫)の記載をしなかったり、扶養控除申告書を提出しなかった方は適用されません。

その場合は、確定申告または市県民税申告が必要となります。

給与支払報告書等の電子データによる提出が義務化されます

平成 26 年 1 月 1 日以後の提出分から、国税において給与等および公的年金等に係る源泉徴収票を e-Tax または光ディスク等によって提出することが義務付けられた者は、給与支払報告書および公的年金等支払報告書についてもインターネットを利用した電子申告(eLTAX:エルタックス)または光ディスク等による提出が義務付けられます。

国税における e-Tax または光ディスク等による提出の義務化については、[国税庁ホームページ\(外部サイト\)](#)をご覧ください。

1. 電子的提出の義務が課される者

基準年(前々年)の所得税の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業者(給与支払者・公的年金等支払者)

2. 提出の方法

eLTAX または光ディスク等による提出

※eLTAX による提出については、[eLTAX ホームページ\(外部サイト\)](#)をご覧ください。

3. 適用時期

平成 26 年 1 月 1 日以後に提出する給与支払報告書、公的年金等支払報告書